

質問書回答 (R4.8.2 更新)

No.	項目	質問内容	回答
1	本物件北側隣地のごみ置き場について	<p>本物件北側隣地のごみ置き場は、現在どのような人が利用しているのか。                      近隣に住む人であれば、誰でも利用できるのか。</p> <p>本物件に新しい住民が利用することに問題はないか。                      もし、問題があるとすればその理由は何か、ご教示ください。</p>	<p>・ご質問のごみ置き場につきましては、地元自治会で設置し、自治会に加入している近隣住民が管理をしながら使用しているものとなります。</p> <p>そのため、ゴミ置き場の使用の可否につきましては、地元自治会との協議が必要となります。</p> <p>今後、売却予定地が、どのように活用されるかは、購入希望者の計画が様々異なることから、落札候補者となった後に自治会と協議いただきますようお願いいたします。</p>
2	高津区蟹ヶ谷118-3、中原区井田3-1708-1について	118-6は川崎市所有地のごみ置き場かと存じますが、今回の買受人は使用可能となりますか。	・No.1の回答と同様となります。
3	高津区蟹ヶ谷118-3、中原区井田3-1708-1について	共同入札(2者)は可能でしょうか。	<p>はい、可能です。</p> <p>共有者名義で申込む場合は、以下の点の御確認をお願いいたします。</p> <p>○入札参加申込の提出書類について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札参加申込書</li> </ul> <p>申込者は落札者となった場合に契約の名義人となりますので、共有者名義で参加される場合は、共有者全員の住所、氏名の御記入と、共有者全員の押印をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力団排除条例に係る誓約書、法人の履歴事項全部証明書、代表者の印鑑登録証明書</li> </ul> <p>法人ごとに御提出をお願いいたします。</p> <p>○入札時に添付する資料について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札書</li> </ul> <p>共有者全員の住所、氏名の御記入と、共有者全員の押印をお願いいたします。                      (申込書及び入札書に記載された名義で、契約締結と所有権移転を行います。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札保証金提出書</li> </ul> <p>入札者の欄は、共有者全員の住所、氏名の御記入と、共有者全員の押印をお願いいたします。口座については、代表者の口座を記入してください。</p>
4	従前の施設について	以前、動物愛護センターがあった場所ですか。	・はい、以前動物愛護センターがあった箇所です。

5	川崎市動物愛護センターについて	本物件には、かつて川崎市動物愛護センターが存在していたようですが、動物の殺処分を行っていたのか。行っているとするば、殺処分を行っていた期間をご教示ください。殺処分室があった場所を具体的に図面等でご教示ください。	・旧動物愛護センターでは、開設時(1974年6月)から閉鎖時(2019年1月)まで添付図面の「処置室」において動物の殺処分を行っておりました。 ※添付書類(旧動物愛護センター平面図面については、別途掲載いたしました。
6	従前、動物愛護センターについて	敷地内で動物の殺処分が行われていたのでしょうか。	・No.5の回答と同様になります。
7	隣接地の越境(119-4)について	隣接者は越境している自覚があるのでしょうか。覚書等がありますでしょうか。または隣接者が時効取得等の訴えを起こすこともありますでしょうか。	・覚書は交わしておりませんが、越境していることについては認識しています。境界線について誤認識していたらしく、時効取得等の訴えをずる可能性は低いと思われます。
8	南側にある擁壁について	南側道路の向こう側にある(養護学校下にある)擁壁は、急傾斜地の指定で神奈川県が施行したのでしょうか。	・庁内で確認を行った結果、神奈川県が施行したものとわれます。詳細は、神奈川県へお問い合わせください。
9	ゴミ置き場について	隣地においてあるゴミ箱は川崎市のものでしょうか。もし、売り払い後、住宅分譲した場合、その住民が利用できるのでしょうか。	・No.1の回答と同様となります。
10	南西側の道路について	従前、南西側からの道路からの出入りはしていたのでしょうか。	・旧動物愛護センター関係者へのヒアリングでは、南西側からの出入りはなかったとのことでした。
11	2項道路後退位置について	筆番:高津区蟹ヶ谷118-7及び中原区井田3丁目1708-3の筆境が2項道路後退線と考えて問題ないでしょうか。	・敷地に面している前面道路は幅員4m以上の道路認定を受けており、現地、道路幅員も4m以上あることから、建築基準法第42条第2項の道ではなく、建築基準法第42条第1項第1号の道として扱って支障ないと認識しておりますが、最終的な判断については、まちづくり局指導部建築審査課に御確認ください。
12	前面道路の幅員について	矢上川沿い側の前面道路の幅員について、正確な数値を知りたい。	・(R4.8.2回答訂正)道路認定上、蟹ヶ谷第25線については4.79m~5.01m、井田第58号線については4.73m~4.79mとなっておりますが、敷地前面の道路幅員については、現地にて実測した数値となりますので、現地にて測定いただき御確認ください。
13	矢上川について	本物件の北東側には道路を挟んで矢上川が存在しているが、本物件及びその周辺で、洪水による氾濫、または内水による氾濫によって被害を受けたことはあるか。被害があるとすれば、直近で被害を受けたのはいつか。又は、直近10年間でどのくらいの被害の回数があったのかご教示ください。	・ガイドマップかわさきの浸水実績図で確認したところ、過去10年間に於いて本物件及びその周辺において、被害の実績は確認されませんでした。 ・なお、旧動物愛護センター関係者へのヒアリングでは、被害実績はないとのことでした。